

No. 334

全 仏

12/62



第7回同和研修会開く

記事は4～5面に

全日本仏教会

昭和62年12月1日

全仏常務理事会

予算など五議案承認



開かれた全仏常務理事会

全日本仏教会の常務理事会が、去る十一月十一日午後一時より、京都グランドホテルにて開催された。

議長に若槻修道理事長、議事録署名委員に古賀制二、高野一能の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「昭和63年度予算編成基本方針について承認を求める件」

若槻理事長より上程。石川財務部長が、

去る五月二十六日の理事会で設置が承認された「負担金検討委員会」の答申を報告。続いて約4%増の来年度予算案編成の基本方針を説明。承認された。

議案第二号「本会役員、評議員、事務局職員及び各種委員会委員の任期について意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長が、現在の役員任期及び、その問題点につき説明。種々の意見が出された後、事務局職員の任期は、四月一日から三月末日までの二年間とし、それ以外の役職の方々の任期は、ルンビニー委員会を除いて評議員会からはじまり二年後の評議員会までとすること等が、確認された。

議案第三号「本会評議員及び各種委員会委員の定数について意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長が、現況と問題点を説明。特に各種委員会の定数について十五名以内に統一することが承認された。

議案第四号「本会顧問及び参与の選出基準について意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長が、顧問・参与の選出基準について事務総局原案を説明。質疑応答の後、一部修正して承認された。

議案第五号「医療と宗教を考える会紹介について意見を求める件」

若槻理事長より上程。川島総務部長及び石川財務部長が「医療と宗教を考える会」の活動内容と要望を説明。今後本会は、医療と宗教にかかわる諸問題について切実な関心をもちつづけていくことを確認した。

報告事項 ①ルンビニー復興日本仏教徒委員会について②同和委員会について③昭和六十三年度税制改正について、各部より報告された。

被差別戒名墓石 追善法要を厳修

諸宗派参修、長野県望月町で

去る十一月九日、長野県望月町において「望月町被差別戒名物故者諸精霊等追善法要」が厳修された。

望月町では、差別戒名墓石の調査が昭和



望月町で厳修された追善法要

和五十四年から始まり、昭和六十一年十月の調査では百六十四基が発見されており、これらは寛永二年（一六二五）から明治十九年（一八八六）までの、二六二年間につけられたものとみられている。

昭和六十年に発足した当町の差別戒名対策委員会は、調査や各宗派への働きかけを行い、昭和六十二年七月の委員会では、宗派、地元寺院、地元の人々との協議で次の四つの方針を決定した。それは①戒名の書き替えを行う（地元住職）②古い墓石は地元三寺院の境内地に移転する（町の同和対策事業）③新しい墓碑等を建立する（宗派負担）の三点と、そして四番目として、これらの事業終了後に追善法要を行うということであった。このたび事業を無事終了し、この日十一月九日に、ようやく追善法要が営まれる運びとなったものである。

この法要の主催は、望月町被差別戒名

宗教法人セミナー 徳島で、約百名出席

去る十一月九日午後一時より、徳島県仏教会主催の「宗教法人セミナー」信仰の自由を守るために（後援／全日本仏教会・山一証券株式会社）が、徳島市の東急インにて、県内各地から約百名の出席者を集めて開催された。

渡慈秀徳島県仏教会長、石川浩徳
訪れを告げる冷気が忍び込み、肌寒い本堂には長い年月を貫いた苦しみ悲しみが沈澱しているようであった。続いて式典が行われたが、あいさつにたった城光寺住職の勝山蒼一師は、裏山等に点在していた墓石を諸寺院の境内地に移転させ、新しい墓碑建立をした旨説明の後、「責任を持って墓碑を守っていきます。」と声をつまらせた。経過報告や来賓あいさつに続いて、各宗派を代表して、曹洞宗からは横山敏明財政部長、真言宗智山派からは小峰一允教学部長、天台宗から北角円澄社会部長、浄土真宗本願寺派から基幹運動本部の山内教嶺師がそれぞれあいさつにたち、仏教者として過去の過ちを謝罪するとともに、二度とこのような過ちを犯さないという誓いを表明した。式典は午後三時に閉会となった。

追善法要を行う寺院の会で、地元の曹洞宗、真言宗智山派、天台宗と上田市の浄土真宗本願寺派、小諸市の真宗大谷派の諸寺院によって構成されている。
法要は、午前と午後に分けられ、午前中は望月町三か所の寺院、そして午後には城光院（曹洞宗）にて全体的な法要と式典が行われた。
城光寺で午後一時からはじまった法要には、各宗派、諸団体からの来賓や地元の関係者約二百名が参集。本会からは、神代同和推進部次長と上田社会部次長が出席した。NHK大阪のTV取材も入り、堂内は足のふみばがないほど人であふれた。

全仏財務部長のあいさつに続いて、山一證券コンサルタント室部長の高木正博氏が「宗教法人と諸帳簿及び財産の管理」という演題で講演。続いて長谷川正浩全仏顧問弁護士が、「寺院経営の問題点とその対応策」について講演した。
高木氏は、宗教法人の会計処理と帳簿作成が何故必要なのかということを中心とし、①宗教法人の会計と税務、②寺院の収入・支出、③宗教法人と関係の深い収益事業、④これからの宗教法人の資金運用のあり方、の四つの項目にわたって説明をした。また長谷川師は、新しい税制の動向についてふれ、宗教法人の公益性ということをきちんと認識しておくこと

の必要性を説き、墓地が課税の対象となるようなことがあってはならないと述べた。

講演の後、質疑応答が行われ、午後四時に閉会となった。

仏教海外協力センターでは、左記の通りセミナーを開催いたしますので、ふるって御参加下さい。

○第二回仏教海外協力セミナー

日時 昭和63年2月8日(月)

午後一時

場所 曹洞宗宗務庁会議室

講演 「難民問題と人権」

講師 UNHCR（国際連合難民高等弁務官事務所）東京事務所長

○第三回仏教海外協力セミナー

日時 昭和63年4月4日(月)

午後一時

場所 曹洞宗宗務庁会議室

講演 「難民問題と人権」

講師 UNHCR（国際連合難民高等弁務官事務所）東京事務所長

仏教海外協力セミナー

来年二月八日と四月四日開催

午後一時

場所 大本山増上寺大殿階下

講演 「仏教NGOに期待する」

講師 室晴東和大学教授

お問合せは、仏教海外協力センター事務局（電話〇三三四二一六六〇五）まで。

○仏教海外協力センターについて

昭和六十年十月、第三十二回全日本仏教徒会議徳島大会において「仏教における海外救済の在り方」のテーマに

分科会がもたれたが、ここで「各団体の主体性を尊重しつつ、相互に情報を交換し、仏教者の救済活動の活性化を促すような連絡調整機関を作るべき」との決議が採択された。
以来、曹洞宗ボランティア会（SVA）、全日本仏教青年会、浄土宗東京教区青年会、仏教救済センター（BACC）、臨済アジア・センター神戸（RAC）などの海外救済活動をおこなっている諸団体が、発起人となり設立準備を続け、去る六月二十六日に築地本願寺において設立総会が開催され、「仏教海外協力センター」が正式に発足することになった。
現在加盟団体は二十九団体で、理事長は山田一真師（高野山真言宗金剛院住職）が就任している。事業としては、仏教における海外協力及びボランティア活動に関する教理学的研究や、海外協力活動に関する広報及び開発教育の推進、会員間の情報交換により連携を深めるなどを会則に盛り込んでいる。

パネルディスカッションのパネラーたち



長してきた仕組みのなかで」というテーマで発表。天台宗の歴史の上からの組織構造の特色とそこにある差別性を明確にし、また教学的立場から「業」論、女人禁制等の問題に触れ、これらを十分に考察して、積極的に差別のない社会をめざしていくと結んだ。続いて蓮池師は、今日までの同和推進の取り組みの経過を報告するとともに、教団内で差別意識が温存されている

要因について、幕藩体制下から歴史的にその視点を明らかにし、また、「業」、「因果」、「浄・穢」をめぐる問題の思想的背景について論じた。また、寺沢、伊藤、新聞の各師からは、それぞれ教団の体質、取り組み状況、今後の展望などにつき報告され、この後、約一時間にわたり、平和の問題、靖国問題、差別戒（法）名の問題等について、参加者とパネラーとの間で活発な質疑応答が行われた。

〈分散会〉

午後七時から、参加者は約三十名ずつ五つに分かれて分散会を開始した。各分散会ともパネルディスカッションを受けて二時間にわたって意見を交換。午後九時半、第一日目の日程を終了した。

〈学習会〉

三十一日午前八時から、小林弘侑真言宗御室派総務課長を講師にむかえて「部落解放基本法とはなにか」と題した学習会を行った。「同対審」答申の内容からはじまり、「同和对策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」の説明。更

参加者約30名ずつ5つに分かれての分散会

に、それらの不足を補い、部落差別の根本的解決を計るために制定要求が展開された「部落解放基本法」の骨組み、基本法としての性格等について解説した。

〈全体会議〉

午前九時半から、近藤寛玄全仏同和委員の司会で、初めに各分散会の報告が行われ、引き続き、全体会議として参加者とパネラーとの間に質疑応答がくり広げられた。

最後に、鷲山諦住全仏同和委員が差別は人間のいのちの浸害である、人間が人間にめざめることこそ、我々宗教者のつとめであると、全体のまとめを行って、研修会の日程を終了した。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

(質問)

最近の新聞をみていますと、新型間接税が設けられるということですが、寺院もその対象になるのでしょうか。寺院関係者としてはどのように対処したらよろしいでしょうか。漠然とした質問で恐縮ですがお教えください。

(回答)

中曽根前首相が導入しないと公約した大型間接税や廃案となった売上税に對して、これとは異なった間接税が現在模索されているようですが、新型間接税というのは、この模索中の間接税を指しているようです。間接税という

のは財政学上の消費税のことをいい、広義ではこれに流通税を加えたものを指すこともあり。消費税というのは「貨幣を支出して商品またはサービスを購入・消費するという事実に着目して課税する税金」です。

ところで、宗教法人本来の活動から入る収益がこの新型間接税の対象となるかどうか御質問の趣旨であると思えます。新型間接税が右のような消費税の一種である限りその対象にはなりません。即ち、宗教法人本来の活動から入る収益とは、寄付収入、布施収入が大半ですが、これらの収入は「貨幣

の結果か、もしくは所有権の放棄と無主物先占であると説明されます。施主が所有権を放棄したものを、お寺(乃至は僧侶)が所有の意思でもってこれを所持することによりお寺(乃至は僧侶)が所有権を取得するというわけです。ですから、これも商品やサービスを購入したり消費したりという消費税の対象となり得ません。

ところでどうでしょうか。布施するときの施主は布施行為が宗教行為であるという自覚をもって行っているでしょうか。いうまでもなく布施は菩薩の實踐すべき徳目(六波羅蜜)のひとつ

新型間接税と寺院収益

を支出して商品またはサービスを購入・消費する」ということは無関係だからです。寄付契約は法律上無償契約であると説明されます。無償契約とは契約の当事者がお互いに対価的意義を有する経済的負担を伴わない契約のことです。お寺に寄付する施主は経済的負担を負いますがお寺の方は何らの出損を要しません。従って商品やサービスを購入したり消費したりという消費税の対象とはなり得ないのです。布施収入も寄付収入と同様です。布施をうけるということは、法律上は寄付契約

で財施、法施、無畏施に分れます。布施収入は施主の財施という宗教活動の結果です。しかし現実には、お経料とか、葬式代とか、塔婆料とか呼ばれているように、僧侶に読経をしてもらうから出すのがお経料、葬儀を執行してもらうから出すのが葬儀代、塔婆を建てる時に払うのが塔婆料と考えられてはいないでしょうか。そんなとき、これから財施が宗教活動であるといつて施主に説いてきた僧侶は、残念ながら多いとはいえません。その結果、布施は布施行という宗教行為だという意識から

離れて、僧侶や寺院の宗教的サービスに對する対価であると一般に意識されてしまったように思います。これが一般人の常識になってしまったことを、私共は大いに反省する必要があります。ですから、前述のように理論的に寄付収入、布施収入は消費税(間接税)の対象にならないにもかかわらず、布施が、観光業者の収入や、塾の月謝とどこ違うかと一般世論はいいかもかもしれません。そういった時、私共はどのように対処したら良いか、短時間で理解してもらうことは困難でしょう。こと税金問題は理論だけで解決することはむずかしく、世論に支持されることが必要です。日頃の布教活動がこの点からも大切であろうかと思う次第です。

長谷川先生編著による「お寺と税務調査―信仰の自由を守るために」(文化書院刊・定価千八百円)が好評発売中です。この本に関するお問合せ等は、本会財務部までどうぞ。

なお、本会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設していますので、お気軽にどうぞ。また、本誌「法律相談室」にご質問がございましたら、本会社会部宛お送り下さい。

浄土真宗本願寺派では、大正十一年三月全国水平社の発足にともない、東本願寺に対する決議文が出されるに及び、大正十三年十月「親鸞聖人の教義に基づき専ら人間相愛の精神を普及し、社会の安寧と文化の向上を図る」ことを目的として、西本願寺一如会が設立されたのが、宗門としての「部落問題」への取り組みの始まりであります。

しかしながら、この運動は部落差別の原因を旧来の因襲と

とらえ、宗教的懺悔と反省運動として展開されるにとどまり、いわゆる観念的な融和運動の域を出るに至りませんでした。

浄土真宗は親鸞聖人のお示し下さった、如

来の大悲につつまれて、人間相互の信頼を確立した御同朋・御同行の教団であり、「一切の有情は皆もって世々生々の父母兄弟なり」と、共に支えあい励ましあいただしあって、生かされていくところの、「いのちの尊さにめざめることを、わが生き方とする人びとの宗門でなければなりません。」

立教開宗（元仁元年一二二四年）以来、八百年近い歴史の中で、現実には被差別民衆の大半を門信徒とし、そのみ教えは、それらの人びとに抑圧と差別

の中にも、お互いの生命を支えあい、仏の限りない救済を信じて生きぬくこととなり得たことも事実でありました。

しかし、一方において宗門は、従来民衆的エネルギーを喪失したばかりか、幕藩権力に奉仕し、さらには封建教学をひろめ、封建身分制度を支える差別者の役割りを果たしてきました。

当然その責任と課題を、更には差別の苦悩を自らの宗教的基盤として負うべきは当然であります。

同和推進のために

「部落解放基本法」の制定を求めて

浄土真宗本願寺派基幹
運動本部中央相談員

このことを真摯に受けとめるとき、同朋教団を表明しながらも、伝統の権威や世俗の権力に迎合し、教学理念も政治的感覚によって動かされ、苦悩する民衆に対し現世における服従を忍耐による「あきらめ」を教え、ひたすら来世での救済を説くにおわってまいりました。今日、宗門あげて深き反省と懺悔の上に、み教えの根源にたちかえり、宗門及び宗門人の体質を改めるとともに、人類の課題を自らのものとして、積極的にいかかわってゆく姿勢の形成に

つとめなければなりません。

そのことから宗門は、昭和四十六年、部落問題への積極的なかわりを、宗門の基幹となる同朋運動と位置づけ、組織・体制・教学・教化の全面的な見直しと点検をおこなうと共に、部落問題解決への宗門ぐるみの取り組みを展開するに至りました。

そして、重点を「同和对策審議会答申」の完全実施、更には「部落解放基本法」の制定を求める国民運動への取り組みであります。

「基本法」に

つきましては、

昭和六十年五月、中央実行委員会が発足していくなかで、同六月には、宗門の門

広川 智導

主が中央実行委員会の会長に就任することとなりました。

そこで、宗門では全機関・組織をあげて「基本法」の学習に取り組みむこととするともに、その実践の一步として賛同署名活動を展開することになりました。

その中で、まずいのちのあり方を深く見つめ、いのちの尊さをうったえている宗教者や宗教教団にとって部落問題は、わが生き方、わが宗門の真価を問われる重要な課題であります。そし

て、同じ道を歩もうとする人びとと手を携えて努力すること、及び自分自身がつくりかえられ、人びとの苦しみに共感し、積極的に社会にかかわっていく実践として取り組むことであります。

その上で、「基本法」の制定は、(1)部落問題の根本的解決を速やかに実現する。そしてそのことを通して、(2)差別なき民主社会の発展に寄与する。(3)日本国憲法によって保障された基本的人権の擁護という理念を具体化する。(4)国際的な人権尊重・差別撤廃の取り組みに連帯する—という願いをもって、「部落解放基本法」の制定を求めています。

今日までの国民運動の展開によって、現在宗門では署名活動の取り組みの結果、九五五、二七六人（三月末現在）の賛同署名が寄せられています。また、府県段階の実行委員会において宗門人（僧侶）が会長に就任しているのは、福井・岐阜・島根・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島各県であり、副会長には愛知・滋賀・京都・広島・長崎各県であります。私たち宗門の基幹運動は、「御同朋の社会をめざして」の目標のもと、親鸞聖人に学び、わたしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的に取り組むと共に、ご門主を中心に宗門あげて「部落解放基本法」の制定にむけて、運動を盛りあげていく所存であります。

